

受験資格

(単位 年)

受 検 対 象 者 (区 分) ※1	特 級	1 級		2 級		3 級	単一等級				
	1級の技能検定に合格後の実務経験(1級の合格証書の複写を添付すること)	1級の技能検定の受験に必要な実務の経験年数	2級の技能検定に合格後の実務経験	3級の技能検定に合格後の実務経験	2級の技能検定の受験に必要な実務の経験年数	3級の技能検定に合格後の実務経験	3級の技能検定の受験に必要な実務の経験年数(※6)	単一等級の技能検定の受験に必要な実務の経験年数			
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0 ※7	3			
専門高校卒業※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	1			
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0			
大学卒業※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0			
専修学校※3または		800 時間以上			6		0	0 ※8	1		
各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)		1,600 時間以上			5		0	0 ※8	1		
		3,200 時間以上			4		0	0 ※8	0		
短期課程の普通職業訓練修了※4		700 時間以上			6		0	0 ※9	1		
普通課程の普通職業訓練修了※4		2,800 時間未満			5		0	0	1		
		2,800 時間以上			4		0	0	0		
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了※4					3		1	2	0	0	0
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了					1		0	0	0	0	
長期課程または短期養成課程の指導員訓練修了※5					1		0	0	0	0	
職業訓練指導員免許取得					1		—	—	—	0	
長期養成課程の指導員訓練修了		0		—	—	—	0				

注) ※1: 実務経験や卒業・終了した学科・訓練科に関する検定職種に限る。

※2: 学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を含む。

※3: 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4: ・旧職業転換課程の能力再開発訓練(800時間以上のものに限る。)修了者は、短期課程の普通職業訓練終了者とみなす。

・旧普通課程の養成訓練(800時間以上のものに限る。)修了者は、普通課程の普通職業訓練終了者とみなす。

・旧高等訓練課程の養成訓練修了者は、普通課程の普通職業訓練終了者とみなす。

・旧特別高等訓練課程の養成訓練修了者は専門課程の高度職業訓練終了者とみなす。

・旧専門課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練終了者とみなす。

※5: 短期養成課程の指導員訓練修了者については、次の条件をすべて満たす場合に限る。

・職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修している

・訓練終了時に行われる能力審査に合格している

※6: 検定職種に関する学科の在学者と検定職種に関する訓練科における職業訓練の受講者も受検できる。

※7: 検定職種に関する実務経験がある場合に限る。。

※8: 厚生労働大臣の指定を受けていない専修学校または各種学校を含む。

※9: 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

その他 下位等級合格後の実務経験年数で受験する場合は、その証明となる合格証書の複写を必ず添付すること。